

港区立神明子ども中高生プラザの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社日本保育サービス（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した「港区立神明子ども中高生プラザの管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第49条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和8年4月1日から適用する。

1 原協定第17条第2項を次のように改める。

（本施設の改修等）

第17条

2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

2 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

3 本変更協定書は令和8年4月1日から適用する。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月12日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港 区 長 清 家 愛 印

乙 所在地 東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社日本保育サービス
代表取締役 坂 井 徹 印